

補聴器購入を検討されている65歳以上の方へ

本山町補聴器購入費 助成制度のご案内

令和8年4月 受付開始



聴力の低下でコミュニケーションが取りにくくなると、社会とのつながりが希薄になり、認知症や心身の機能低下のリスクが増加すると言われています。

本山町では、聴力機能の低下により日常生活に不便を感じている中等度難聴の高齢者に対し、認知症の予防や社会参加の促進を支援するため、補聴器購入費用の一部を助成します。

助成対象者（以下のすべてに該当する方）

- ◆ 助成金申請時において、本山町に住所を有する**満65歳以上**の方
- ◆ 町税等の滞納のない方
- ◆ 聴覚障害による身体障害者手帳の交付を受けていない方
- ◆ 片耳の聴力レベルが**40デシベル以上70デシベル未満**で耳鼻咽喉科の医師から補聴器の使用が必要と認められた方

助成の内容

補聴器本体の購入にかかる費用の**2分の1の額（上限：5万円）**を助成します。

- ◆ 助成対象は、左右いずれかの耳又は両耳に装用する補聴器（管理医療機器）本体1台の費用です。
- ◆ 修理費や、メンテナンス費、集音器や付属品の購入費用は対象外です。
- ◆ 診察料、検査費用、医師意見書作成費等は自己負担となります。

ご注意いただきたいこと

- ◆ 助成決定前に購入された補聴器は、助成の対象となりません。必ず、補聴器を購入する前に申請してください。
- ◆ 補聴器は、助成金交付決定の日の属する年度内に購入してください。
- ◆ 医師の意見書は診断日から3ヶ月以内に提出してください。
- ◆ この制度の助成を受けられるのは、おひとりにつき1回限りとなります。

【問い合わせ先】

本山町 健康福祉課

TEL:0887-70-1060

申請から助成までの流れ

① 申請書類を入手

健康福祉課窓口または町ホームページより申請書類一式を入手



② 耳鼻咽喉科を受診

耳鼻咽喉科を受診し、「補聴器購入費助成金交付意見書」へ医師による証明をもらってください。（診察料、意見書作成費は自己負担となります。）



③ 補聴器の販売店等で、補聴器の見積書を手

購入を希望する販売店等で、見積書（品名、型番、本体価格の記載があるもの）を作成してもらってください。



④ 申請書類一式を健康福祉課へ提出

下記の書類を健康福祉課へ提出してください。

- 本山町高齢者補聴器購入費助成金交付申請書
- 本山町高齢者補聴器購入費助成金交付意見書（②で医師の証明をうけたもの）
- 補聴器の見積書（③で作成してもらったもの）



⑤ 健康福祉課で審査後、助成金の交付の可否を通知

おもて面に記載の『助成対象者』に該当しない場合は、不交付となります。交付決定を受けた場合は速やかに補聴器を購入してください。

※ 通常、1週間から2週間程度で通知を送付します。



⑥ 補聴器を購入する

交付決定前に補聴器を購入した場合は助成の対象外となりますのでご注意ください。

補聴器を購入し、購入事業者から領収書の発行を受けてください。

※ 領収書の宛名は、申請者ご本人の氏名で発行してもらってください。

※ 補聴器本体の購入費用が明記されていることを確認してください。



⑦ 助成金を請求する

下記の書類を健康福祉課へ提出してください。

- 本山町高齢者補聴器購入費助成金請求書
- 補聴器の領収書（原本） ※ コピーをいただき、原本はお返しします。

不備がなければ、請求書類受理後おおむね1ヶ月以内に、指定の本人口座へ助成金を振り込みます。

